

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2415

特集Ⅰ

海外拠点での労災防止活動

中災防 海外進出安全衛生情報交流会

事例 ローランドディー・ジー。

特集Ⅱ

危険作業をスマホで報告

清水建設東京支店

潮見イノベーションセンター（仮称）建設所

ニュース

50人未満で低調問題視

厚労省検討会 産業保健体制見直しへ

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

12

1日号

2022

■ 災害のあらまし ■

S建設株式会社はA県にある高級リゾートホテルに併設されたゴルフ場の建設を行っている。工事を始めて間もなく悪天候が続くようになり作業に遅れが生じたため、多少の雨が降っても作業が行われるようになった。用地の造成が終わり、同社の従業員である現場監督Gが見回っていると、突然雷を伴う激しい雨になったため急いでその場所から30mほど離れた作業小屋へ避難しようとしたが、たどり着く前に落雷を受け死亡した。

被災した地域はいわゆる「雷の通り道」と呼ばれていることから、作業開始前に当日の天気予報を確認していた。作業場所は広範囲にわたって平らな土地が続き、作業小屋の他には適当な避難場所がなかった。

■ 判断 ■

原則として、地滑り、落雷などの「天災地変」により被災した場合は業務上の災害とされないが、作業場所の立地条件や作業条件・作業環境などにより、落雷による災害を被りやすい事情にあったため業務上災害とされる。

■ 解説 ■

1. 天災地変とは

「天災」とは、台風や雷、地震や洪水など自然現象によってもたらされる災害のことをいい、「地変」とは地面に起こる異変のことをいう。自然界によってもたらされる変化、全ての災害をいう。

2. 業務上災害の認定について

業務災害とは「労働者の業務上の事由による負傷、疾病、傷害又は死亡」（労災法第1条第1項第1号）とされているが、「業

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ
池田社会保険労務士事務所

山形会

所長 池田 順一

第344回

務上の事由」に該当するためにはいわゆる「業務起因性」がなければならない。その「業務起因性」が成立するための前提には「業務遂行性」がなければならない。

3. 天災地変についての労働局の考え方 (昭 49.10.25 基収 2950)

労災保険における業務災害とは、労働者が事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験法則上認められる場合をいう。天災地変による災害の場合はたとえ業務遂行中に発生したものであっても、一般的には「業務起因性」は認められない。天災地変は不可抗力的に発生するものであって、事業主の支配、管理下にあるか否かに関係なく等しくその危険性がある。しかしながら、その被災労働者の業務の性質や内容、作業条件や作業環境あるいは事業所施設の状況などから見て、災害を被りやすい事情（業務に伴う危険）にある場合がある。その災害が天災地変を契機として現実化したものと認められる場合に限り「業務起因性」が認められる。

天災地変その他業務と関連する突発事情によって業務遂行中に事業場施設に危険な事態が生じた場合において、その労働者が業務行為の継続が困難と判断し、その危険を避けるために当該施設より避難するという行為は合理的行為として認められるものであり、その時被った災害は、一般的に「業務起因性」が認められる。当該災害の原因が私的行為、恣意的行為による場合には「業務起因性」が認められない。

4. 生命保険契約の死亡保険金など

生命保険の死亡保険金は、原則として被保険者が死亡した時に支払われ、地震や津波、台風や洪水などの自然災害で死亡した場合も支払われる。ただし、事故や災害が原因で死亡した場合に補償が上乗せされる



「災害割増特約」などは大きな自然災害の場合には保険金は削減されるか支払われないこともある。なお、阪神淡路大震災や東日本大震災の時は通常どおり支払われた。

損害保険契約のうち日常生活のケガで死傷した場合に補償される「傷害保険」は、地震・津波・噴火で死傷したときは当然に保険金が支払われない。天災に対する「特約」を付すことにより保険金を受けることができる。

近年、地球温暖化の影響によるものか大雨による洪水、地滑り等の土砂災害が多発している。労働者が業務遂行中に天災地変により被災した場合は、業務中であることを重視すれば業務上災害と思われがちだが、その原因が単に「天災地変」という事象のみでは業務上災害とはされない。事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情にある場合に限り業務上災害とされることに注意が必要である。災害の発生が予測できる状況下で業務を行わせた結果として被災した場合は、使用者は安全配慮義務違反を問われることもあることに留意すべきである。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp